

(1) 会長及び職務代理者の選任について

条例に基づき、会長及び職務代理者を選任します。

○芽室町都市計画審議会条例

(目的)

第1条 都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、芽室町都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第2条

(組織)

第2条 審議会は、委員 6人で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員、臨時委員及び専門委員)

第3条 委員は、学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

2 前項の規定により任命された委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることがある。

4 町長は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員を解任することができる。

5 臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員又は当該特別の事項の密接な関係のある町民のうちから、専門委員は、学識経験のある者又は町民のうちから、それぞれ町長が任命する。

6 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了した時は、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(規則への委任)

第6条 この条例の定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。